浜田久美子著『日本古代の外交と礼制』

近藤剛

こととする。

各論文の概要を紹介し、本書の特色や意義などを述べるの二〇一四~一九年に発表された諸論文を大幅に改訂した七本の論稿と、三本の新稿および序章・終章からなる。中国・朝鮮史料をも検討の対象としており、時代や地域中国・朝鮮史料をも検討の対象としており、時代や地域の広がりとともに深みのある研究となっている。以下、る論文の概要を紹介し、本書の特色や意義などを述べる各論文の概要を紹介し、本書の特色や意義などを述べる

「主客関係の待遇としての賓礼」という三点に注目し、では礼制に関する「礼の普遍性」、「君主間の外交関係」、討対象とその研究史、内容と構成について述べる。本書討なり、行礼制からみる古代の東アジア」では、本書の検

は、国家形成の主軸に律令法を据えていたために、礼がは、国家形成の主軸に律令法を据えていたために、礼がは、国家形成の主軸に律令法を据えていたために、礼がは、国家形成の主軸に律令法を据えていたために、礼がは、国家形成の主軸に律令法を据えていたために、礼がは、国家形成の主軸に律令法を据えていたために、礼がは、国家形成の主軸に律令法を据えていたために、礼がは、国家形成の主軸に律令法を据えていたために、礼がは、国家形成の主軸に律令法を据えていたために、礼がは、国家形成の主軸に律令法を据えていたために、礼がは、国家形成の主軸に律令法を据えていたために、礼がは、国家形成の主軸に律令法を据えていたために、礼がは、国家形成の主軸に律令法を据えていたために、礼がは、国家形成の主軸に律令法を据えていたために、礼がは、国家形成の主軸には、国家形成の主軸には、礼がは、国家形成の主には、国家形成の主軸に律令法を指えていたために、礼がは、国家形成の主軸に律令法を担いたないたために、礼がは、国家形成の主軸には、礼は法とともに発言されていた。

は、四・五世紀以来の倭人と加耶諸国との交流の拠点がでの倭国の対中国外交における朝鮮半島南部・南西部中国を往来した。いずれも使節は朝鮮半島南部・南西部中国を往来した。いずれも使節は朝鮮半島南部・南西部の沿岸を経由する必要があったが、それを可能にしたのの沿岸を経由する必要があったが、それを可能にしたのの沿岸を経由する必要があったが、それを可能にしたのの沿岸を経由する必要があったが、それを可能にしたのの沿岸を経由する必要があったが、それを可能と朝鮮半島」では、中国古典の「儀礼」第一章「日唐交通と朝鮮半島」では、中国古典の「儀礼」

期とした。この中で、

Ⅱ期に行われた大臣外交を、

第

部

一礼制と交通」は二本の論文からなる。

る路次国としての中国に対する外交儀礼であり、礼制がる。そして高句麗が、倭や百済・新羅が倭国に対して賈路を塞いでいたのに対し、百済や新羅が倭国に対して明とし、それが国家の枠を超えて機能していたと仮定す

周辺諸国の関係に影響を及ぼしていたことを論じる。

新羅聖徳王を宣論する慰労詔書を発給すると、日羅の直羅を蕃国に位置づけ、慶雲四年(七○七)に文武天皇が『期では大宝律令を制定した日本が中華思想をもとに新では、律令国家期の日羅関係をⅣ期にわけて考察する。

連絡の使者が派遣された宝亀十一年(七八○)以降をⅣ起絡の使者が派遣された宝亀十一年(七八○)以降をⅣ記から日本への遣使がなくなり、日本から遣唐使の事前がでを大宰府が行うようになった。そして新羅国内の混めがを大宰府が行うようになった。そして新羅国内の混めがを大宰府が行うようになった。そして新羅国内の混めがを大宰府が行うようになった。そして新羅国内の混めがを大宰府が行うようになった。それに続くⅢ期では、神経的な君主間外交は破綻した。それに続くⅢ期では、神経的な君主間外交は破綻した。それに続くⅢ期では、神経の直に変化した。

古代日本の外交について再考する。日本古代史において

の保護依頼の役割を果たしていたことについて、八世紀 初頭に遡ることができるとの指摘は重要である。 期における遣新羅使が、遣唐使往復の事前連絡と遭難時 とで貴族によって主導された外交であったとする点、 の王とは異なる次元での外交ではなく、王の外交権のも IV

年

第二部「外交文書にみる古代日本」は三本の論文か

における特異性であろうと述べる。

理してその実態に迫る。 らなる。 おける文書授受の役所に関して、天平宝字八年(七六四) なかった点で日本の中華世界は成立していなかったとす 表文の提出を求めた。 していなかったのに対し、 た中華世界に規定され、 書外交の特質について、 識」では、八・九世紀の日本を中心とする東アジアの文 新羅や渤海には唐と同じ立場で慰労詔書を用い、上 一方、役所間文書 第一章「東アジアにおける文書外交と相互認 しかし新羅や渤海は日本に上表し (牒) については、まず日羅間に 独自の中華思想を文書外交に表 新羅や渤海は唐皇帝を中心とし 君主間文書と役所間文書とを整 日本は自国中心の中華思想か

> して渤海使に対して太政官牒が下賜される点が日渤外交 状のやり取りがなされている。この中で、儀礼の一環と においては、日本の太政官と渤海の中台省との間での 位置づけを考えていく必要性を提示する。一方の日渤間 はないかと指摘する。また新羅康州の対日外交における 府となった流れから、この対応関係が定着していたので (七三二) 以後、貴族主導の新羅との外交窓口 [が大宰

から、 らした「表函」については、 と解釈する。また、宝亀四年 注物数」の「奥」字を蓬左文庫本にもとづいて「直」字 機能」で唱えた「国書開封権」をめぐる論争について、 敏氏が一九七○年に発表した「大宰府の外交面における であるとし、 日本紀』天平十五年 論点の整理と課題を抽出し、 間文書の函であったとするが、 第二章「大宰府における外交文書調査」では、 旧稿の理解を改めて中西正和氏の説を支持し、 この書を新羅使が持参した「物品リスト」 (七四三) 『善隣国宝記』 著者の見解を述べる。 (七七三) 四月甲午条にある「書奥 函書きが違例・無礼で の渤海使のもた の検討など 石井正

大宰府からの に新羅の執事部

「報牒」を求めたことを取り上げ、天平四 (後の執事省)が日本の太政官ではなく、

主

が渤海使来着時の恒例だったのかについて触れたもので て国 とについては疑問とし、 時行われた能登国司による国書の開封が恒例となったこ はないとし、 したものであり、 ことであり、 宝亀十年十月己巳条にみられる「渤海蕃例」の意味につ しを進上し、 .書が開封されていたと理解する。 「渤海使来着時のように、 次章にてこの点を考察する。 文書の本体は外国使節に返す」(一七四頁) 渤海使が君主間文書を持参したことを例示 誰が開封するのか、 実態としては朝使の到着を待っ 外交文書を開封して写 そして『続日本紀』 来着地による開封

これ以外に事例を見出すことができず、「渤海蕃例」が年の鳥須弗が能登国に来日した時の例とする。しかし、上し、表の現物は使者に戻すこととする内容があること上し、表の現物は使者に戻すこととする内容があること上し、表の現物は使者に戻すこととする内容があること上し、表の現物は使者に戻すことができず、「渤海蕃例」が第三章「外交文書開封にみる政治文化」では、宝亀十第三章「外交文書開封にみる政治文化」では、宝亀十第三章「外交文書開封にみる政治文化」では、宝亀十

恒例であったわけではないことを強調する。次に「渤海

で、 よる中央からの指示をもたらす「朝使」の到着を待って らした「啓牒」(渤海王啓と中台省牒)を、太政官符に た体制であり、 変化は、 書開封は例外的に中央からの指示を受けて行われたもの た渤海使王孝廉 による渤海国書の開封は、 使である存間使(入京が決まれば引率の領客使を兼ねる) 但馬国司が開封している。このような来朝理由を問う朝 五年(八二八)正月二日条にある渤海使王文矩らがもた 蕃例」以後の事例として、『類聚三代格』巻十八・天長 国司が自発的に行う「権利」ではないとする。 嵯峨朝における外交儀礼整備の過程で確立され 桓武の権威強化政策が嵯峨朝による存問 行の時に行われたと推測 弘仁五年 (八一四) に来日し 玉 討 0)

討すべきことを指摘する。それを踏まえて、古代日本のず、対外情勢に起因して独自に形成されるものとして検を鑑み、日本古代の外交儀礼が中国礼制の受容に収斂せ研究の問題点や対外関係史の枠組みが広がっている現状 第三部「古代国家の外交儀礼」では、近年の外交儀礼

使による外交文書開封につながる政治文化の萌芽とみな

せるのではないかとの展望を示す。

あ

ったため、

写しが進上されたとされる。

しかし、この

外交儀礼の形成過程とその特質の考察を行うことの重要

性を論じる

献物進上に儀礼式的性格があるという。 清が小墾田宮で受けた儀礼から、これまで客館で行われ 紀になると、推古十六年(六〇八)に来倭した隋使裴世 は朝鮮諸国の影響を受けて形成されたと指摘する。七世 境での二段階での迎労が確認されないため、倭国の儀礼 国や朝鮮諸国では、 物進上に対する饗応で構成されており、 までの倭国の外交儀礼は、外国使節を迎える迎労と、献 い形の外交形式」の形成過程について検討する。六世紀 まず六世紀の外交儀礼について、田島公氏が指摘する「古 第一章「「賓礼」以前―七世紀までの外交儀礼―」では、 中国で行われる国境と王畿(畿内) 前者について倭 群臣から王への

策を執った。

なるとそれ以前の南朝の儀礼だけでなく、 ものに変化したことに注目した。したがって、 ていた饗応中心の外交儀礼が、朝廷での国書進上を伴う 裴世清への儀礼 遣隋使が隋で 七世紀に 化・形式化され、 淳和朝になると、経費節減を訴える右大臣藤原緒嗣の働 峨朝には、外交儀礼の中心が朝賀から饗宴儀礼に移り、 京がなくなると、 きかけで、一紀一貢の年期が制定され、 を行う外交形態となっていたことを最大の画期とする。 文章経国思想のもとで文人官僚による漢詩文交流と交易 九世紀になると外交儀礼の対象が渤海のみとなり、 仁明朝に一承和の新体制」として再編 渤海への外交儀礼は儀式として固定 渤海使の É

第二章「律令国家の外交儀礼」では、 八世紀以降の外 は、

隋と倭国の儀礼の複合型とみる。

されたとする。以上の考察により、

律令国家の外交儀礼

月入

の形成には、

中華思想の形成に拠る段階、

体験した儀礼に基づく礼制も導入され、

103

体系的な礼制

として固定化される段階などがあることを考察した。そ り方が機能していたのが藤原仲麻呂政権までであったと の導入による段階、 現実的な外交関係に立脚すべき外交儀礼本来の在 国内の政治の手段となる段階、 儀式

述べる。

麗 が具体的に動き出すのはⅡ期で、 四年 る。 要請している。 陸での情報収集を行わせるとともに、 しながら政権の拡大に努めていた。仲麻呂による帰国策 り帰国策を実施することができず、 までのI期では、 Ⅲ期にわけて検討する。 (潮 炖 (七五二) に入唐した遣唐大使藤原清河の帰国策を 部 海 章「遣唐使藤原清河の帰国策」では、天平勝宝 国王宛の慰労詔書を送り、 藤原仲麻呂の渤海外交」は三本の論文からな (七五八) に小野田守を遣渤海使に任命する この時に、 新羅との関係悪化や、 天平勝宝六年 迎入唐大使使高元度を派遣 遣渤海使小野田守に大 仲麻呂はそれに対処 清 渤海使楊承慶に高 (七五四) 国内の混乱によ 河の帰国協力を から天

> 字五年 ことを聞き、「迎清河使」を送り出すことができなかった。 伴っているが、 山を渤海に派遣する。 (七六一) 十月に、二回 渤海から唐への「朝聘路」が不通である 大山 は帰国時に渤海 .目の帰国策として高麗大 使王新福を

的に遣渤海使を派遣する動きが見られなくなる。 れるようになり、 仲麻呂没後のⅢ期では、 期とⅢ期とを比較し、仲麻呂による積極的な帰国策は の来朝を要求するようになるなど、Ⅱ期のような積極 渤海使についても北陸ではなく大宰府 唐の情報は新羅ルートで入手さ

II

が、 昇格し、唐と渤海との関係が好転したこととされてきた 画期について、従来は七六二年に渤海が郡王から国王に 現しなかったとする。以上の考察から日渤外交の変質 づく制度的・受動的な外交姿勢により、 彼の政治基盤である近江や越前と密接であったことがあ るという。 日本国内に目を向ければ、 しかしⅢ期では、 律令国家の外交認識にもと 安史の乱の混乱期に在唐 清河の帰国 が実

のではないかと指摘する。 一章 「藤原仲麻呂と「高麗」 -渤海の 高麗 国号

者の帰国をめぐり奔走した藤原仲麻呂政権の崩壊が大き

唐側の事情で帰国が認めてもらえないとなると、

天平宝

ているところまでを第一

回の清河帰国策とする。

しかし

V

称させたとする赤羽目匡由氏の説を退け、 とする。そして天平宝字三年の「高麗国王大欽茂言」の 権以前の天平勝宝年間までは、高麗朝臣の外交起用で高 号に関しては、仲麻呂政権の対渤海政策として戦略 であったと述べる。さらに天平宝字八年に来日した新羅 れた記載と解釈し、 海の国内発展にもとづく自信が大国高句麗の継承国を自 で「高麗国王」を自称したとみる石井正敏氏の説や、 の意味が高句麗国から渤海国そのものに読み替えられた が、仲麻呂政権が確立する天平宝字年間になると、「高麗 句麗の時代からの親密さをアピールするに留まっていた 臣下と同等になったとする。ついで渤海への「高麗」国 高麗」部分は、 「高麗」国号を利用したとする。すなわち、仲麻呂政 (蕃客)」の位置づけから「朝臣」という国内一般の かつての朝貢国高句麗を継承する意図 仲麻呂政権の渤海外交における戦略 日本側で作ら 渤 的

てはならないとする。

使金才伯等の来日に伴って発給された乾政官符に「高麗」が見えることから、仲麻呂は渤海だけでなく新羅に国」が見えることから、仲麻呂は渤海だけでなく新羅に国」が見えることから、仲麻呂は渤海だけでなく新羅に重」が見えることから、仲麻呂は渤海だけでなく新羅に重」が見えることから、中麻呂は渤海だけでなく新羅に重」が見えることから、中麻呂は渤海だけでなく新羅に重」が見えることから、中麻呂は渤海だけでなく新羅にしており、東アジア全体を意識する必要があるという。大飲茂も日本の「高麗」国号を容認していたとし、これは渤海の自尊心を満たすものであったのだろとし、これは渤海の自尊心を満たすものであったのだろとし、これは渤海の自尊心を満たすもの外交手腕は軽視されうとし、以上のことから、仲麻呂の外交手腕は軽視されうとし、以上のことから、仲麻呂の外交手腕は軽視され

麗朝臣」を贈ったことを取り上げ、これを肖奈王という

「肖奈王」姓を賜い、天平勝宝二年(七五〇)には「高

は高句麗滅亡後に日本に帰化した肖奈公大山や同広山に

をめぐって―」では、まず天平十九年(七四七)に朝廷

とを整理する。 や日本海横断航路)や規模、 る渤海使節については、彼らが取った航路 に到着したことの分析と、 の位置づけについて考察する。その結果、 来着の事例がないことに注目し、 第三章「渤海使と出羽国」 律令国家は渤海外交開始当初から高句麗 藤原仲麻呂政権で渤海の出 では、 目的などは多様であったこ 日渤交流における出羽 渤海の使節が 出羽に来着す (北回り航路 出 羽国 羽

時代 交基地にはならなかったと述べる。そして平安時代の事 仲麻呂政権下で積極的に能登国や越前国を整備した。 たことを推測する。 例から、 たがって、 一の先例にもとづい 出 羽国は東アジア世界の交易拠点として存続し 出羽国は来着する渤海使には対応したが、 渤海外交の窓口を北陸とし、 外

て、

てきたことをまとめ、 「「律令国家」への問題提起」では、本書で述べ 今後の課題や展望を述べる。 本書は四部構成で、各部は

解を容易にしてくれている。

ここまで見てきたように、

関係性や礼の在り方を、 路や、 を通じて、 納した後の扱いに関して第二部で取り上げる。この検討 節が持参する外交文書 アジア諸国に共通する概念ではないかとの見通しを示 される礼制が、各国で独自に作られる法とは異なり、 分かち難く結びついている。 し、その問題について文物をもたらす使節が用いる交通 外国使の性格を第一部で扱う。その考察から、 外交文書そのものからは見えてこない両国 (国書や国家牒)の特質および受 外交儀礼全体から追究したのが 序章において中国から受容 使 東 0

Ļ

第三部であり、そこから藤原仲麻呂政権の特殊性を見出

章の「仮道の礼」の存在から、

新羅や百済が日本の遣唐

た、 に関連する史料を提示するだけでなく、 と深みにわけ入っていくような感覚を評者は覚えた。 Ļ めぐる動向などを時系列に沿って示すことで、 存在は大変参考になった。先行研究を丹念に集め、 この点について考察したものが第四部である。 本書にある二十八の表と、巻末にある五つの附表の 例えば遣唐使を 読者の それ 次 ŧ 々

理にかなっていると評者は考える。 しようとしている点に独創性がある。そしてこの試みは 交活動において表出される礼 外交儀礼の考察を通じて二国間 をはじめ、その形式や書儀などの分析、 東アジア諸国において普遍的であるかどうかを明らかに 検討がなされてきた。それに対して、 ア)の政治外交の解明に重きが置かれ、 の対外関係史研究は、東アジア(あるいは東部 次に本書の意義について述べる。 なおかつそれが各国で独自に作られる法を超越し、 (礼制) の相互認識などについ 例えば、 これまでの古代日本 本書では一連の の存在を明らかに あるいは 外交文書の内容 第一部第 ユーラシ 個別 外 7

「大臣外交」の理解とは異なる視角を提示したことや、 を担っていたこと。第二部第一章では、唐の周辺国にお 物海を夷狄として扱おうとした。しかし新羅や 湖海を夷狄として扱おうとした。しかし新羅や 潜海を夷狄として扱おうとした。しかし新羅や 潜海が高 とができず、そこには規定されないことなどを明確に述 とができず、そこには規定されないことなどを明確に述 とができず、そこには規定されないことなどを明確に述 とができず、そこには規定されないことなどを明確に述 とができず、そこには規定されないことなどを明確に述 とができず、そこには規定されないことなどを明確に述 とができず、そこには規定されないことなどを明確に述 とができず、そこには規定されないことなどを明確に述 とができず、そこには規定されないことなどを明確に述 とができず、そこには規定されないことなどを明確に述

(一○七頁)と指摘されたことは重要である。 官から大宰府になっていく流れについて、「大宰府での官から大宰府になっていく流れについて、「大宰府でのができるとしたこと。さらに日本への牒状の宛所が太政ができるとしたこと。さらに日本への牒状の宛所が太政 遣唐使の保護依頼の遣新羅使の派遣がⅡ期まで遡ること

み直し、説得力を持って論じていた。そして第三部にお料を、藤原清河を帰国させるための視点であらためて読は、従来新羅征討計画に重きが置かれていた対外関係史藤原仲麻呂の外交政策について述べた第四部第一章で

が、

字であることは明白である」(一七五頁)と述べる。だ

蓬左文庫本が新日本古典文学大系本の底本として利

を引き上げたものと評したい。

えるべきであるとした点は、今後の外交儀礼研究の水準求めるのではなく、それ以前の七世紀からの連続性で捉いて、古代日本の外交における礼の受容の画期を律令に

文庫本二』八木書店、 釈できてしまう。 著者は「校注には、底本である蓬左文庫本が「直」字を 紀』の当該条の校注から、直字が『日本紀略』のみであ とについて、石井正敏氏が新日本古典文学大系『続日本 条記載の「書奥注物数」の「奥」字を「直」字とするこ 外交文書調査権 つは、第二部第二章・第三章で扱われている、いわゆる に思われる。いずれも師説に関連することであるが、一 採っている旨が書かれていないため、石井氏のように解 ることを根拠に退けていると述べていることについて、 の一つである、前述の 一方、今後さらに議論を深めていくべき点もあるよう (国書開封権) しかし、蓬左文庫本(『続日本紀 一九九一年)を確認すると「直 『続日本紀』天平十五年四月甲午 の問題である。 関連史料

は「大いに常例を失す」ことにはなるが、 リスト」と解釈することは可能であろうか。確かにそれ 五六二・五六六頁)とある。 される」(『日本渤海関係史』吉川弘文館、二〇〇一年、 ての石井氏の最新の理解は国書ではなく、「何らかの文 字としていると判断される。また、この「書」につい そのことを理解した上での記載であり、文脈から「奥」 て「直」字であったとしても、その「書」を単に 文書と) れていた贈り物の品目・数量を、今回は ・贈答品目録に類するもの」「「これまで別紙に記さ 同一紙に記したことを指摘したもの」と解釈 一方で蓬左文庫本に基づい (使旨を記した 評者は疑問を 物品

着宰吏、先開。封函、、細勘。其由。、若違。故実、、随即還却、信一、応」写『取進上啓牒』事、右、蕃客来朝之日、所」「涵」を指すのではなく「国書を含む一式」とする理解や、「渤海蕃例」が『類聚三代格』天長五年正月官符第四条「渤海蕃例」の内容であるが、これら、次に「表函」や「渤海蕃例」の内容であるが、これら

抱いた。

解で十分成立するのではないだろうか。

「という理をいることが通例であった(石井著書六○八頁)という理することが通例であった(石井著書六○八頁)という理することが通例であった(石井著書六○八頁)という理することが通例であった(石井著書六○八頁)という理することが通例であった(石井著書六○八頁)という理することが通例であった(石井著書六○八頁)という理があり、責任が大きすぎたため、朝使の到着をまって調査することが通例であった(石井著書六○八頁)という理がある。

ていくことが期待される。については、著者が述べるように果たして日本側によるについては、著者が述べるように果たして日本側による

措くことにする。照しなければならないであろう。その点を強調して筆を階に引き上げる足がかりとなる好著として、今後まず参以上、本書は古代の対外交流史研究の水準を新たな段

用されていることは本書の凡例に明示されており、

当然